この6月に国会で**棚田地域振興法**が成立しました。
これは棚田が「貴重な国民的財産」であり、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図るため、国等の責務を明らかにし必要な振興策をとるというものです。法律の期限は令和6年度末まで。また具体的な振興策はこれからで、2か月以内にまずは国が基本方針を示し、各都道府県で振興計画を立てていくようです。

傾斜のある農地は現在「中山間地等直接支払」という制度で反当り2万円が農家に入る仕組みがありますが、これは5年間を1期としており、今年度で第4期が終了します。私の集落でもこの仕組みを導入していますが、高齢者がほとんどで年齢的にあらたに第5期に参加するか、つまりさらに5年農業を続けられるか躊躇している人が多く、まさに節目の時期。場合によっては来年一気に耕作放棄地が増えることになりかねない。ですからこの新法に大いに期待するわけです。

しかしどんな振興策があるか。まずは地元の人に棚田が国民的財産であることを認識してもらう必要があります。耕すこと、草を刈ることに価値がある。それが社会を支えていることを。そしてそれを担ってきたことを誇りに思え、続けたくなる政策を。この一年が勝負だ。